

事務連絡  
2019年9月20日

各治験依頼者様

京都府立医科大学附属病院  
臨床治験センター事務局

### 消費税率の引き上げに伴う受託研究費等の取扱いについて

2019年10月1日から、消費税及び地方消費税の税率が8%から10%へ引き上げられることに伴い、経過措置が適用されるものを除き、新税率が適用されますのでお知らせいたします。

1. 2019年3月31日までに契約締結した試験について、症例組入れ期間が終了している又は実施症例数が満了している試験については、今年度中に（その他の書式1-1, 1-2）、（その他の書式2）にて治験費用の清算をお願いいたします。

（1）申請に必要な書類は次のURLよりダウンロードしていただくか、別添資料をご参照ください。

<https://www.h.kpu-m.ac.jp/doc/aboutus/clinical-trial/request.html>

清算（症例登録期間終了又は契約症例数満了時）その他の書式1-1, 1-2、その他の書式2

（2）2019年3月31日までに契約締結済みの場合は、経過措置の対象となり、費用請求日に関わらず消費税率8%が適用されます。

2. 2019年4月1日以降に契約期間延長や症例追加等の変更契約を締結した試験について（契約期間が10月1日を越える場合）治験実施経費の増額分に対して新税率10%が適用されるため、経費の変更が生じますのでご了承ください。
3. 被験者通院費負担軽減措置費及び支給対象外経費の請求について、請求対象が2019年9月30日までに発生した事象については、消費税率8%が適用されます。消費税適用の際の基準日は、費用請求日ではございません。ご承知おきください。
4. 消費税法改正に伴い、契約書等の記載が消費税率等8%と記載がある場合は、読替え対応又は変更契約を交わさせていただきます。

お問い合わせ等  
京都府立医科大学附属病院  
臨床治験センター事務局  
TEL : 075-251-5873